

弁護士日記

最高裁正反対
判決のあやまち

美和 勇夫

「私は絶対浮気をして
いません」ということを
法廷で証明する事は(前
務所)でも入っていない限り
困難である。(悪魔の証明)

「お前は俺の妻と不倫
をしたから慰謝料を払
え」という訴えは、請求
する側が不倫の事実を証
明しなければならぬ。

「火事は私が保険金目
当てに誰かに頼んで放火
させたものではありませ
ん」
ということを焼け出され
た者が証明する事(名高
が)「美和弁護士」の火災

最高裁は、(一〇〇万円
をこえる上告の取手料を取りな
が)「美和弁護士」の火災

最高裁は、(一〇〇万円
をこえる上告の取手料を取りな
が)「美和弁護士」の火災

保険の証明責任主張の上
告は取り上げるに値しな
い」と言った。(おそく
は事件が多すぎるからいいかげ
んに処理したのである)

これに対して当方は、
「判例時報」という法律
専門誌に最高裁不受理の
不当性について論文を投
稿した。

しかるところ最高裁は、
なんと大阪高裁の火災保
険金請求の上告を受理し
て、私の主張していた証
明責任論理を認めたので
ある。

「保険会社が、火災は
放火かさいとか重大過失
で発生したことを証明で
きな以上、保険金を支
払わなければならない」
私の事件のわずか半年
後にこういう判決を出し
たのです。

半年後に全く正反対の
裁判をし、一方は保険金
が払われずもう一方は払
われたのである。

◇ ◇ ◇

当然私の事件の際にも、
最高裁は上告を受理すべ
きだったのに、調査官が
ろくな調査もせず不受理
事件にして、一審が認め
た保険金一億数千万円を
ゼロにしてしまったので
ある。

(最高裁審理の実体は、調査
官というエリート裁判官の調査
で事件が左右されるのである)
「なぜ受理しなかった
のか」、「最高裁の手落ち
事件ではないか」という
のが、私の起こした国家
賠償裁判の骨子であるが、
今回の岐阜地裁判決は、
「最高裁は事件を総合判
断して不受理にした。事
件を受理するのにも不受理
とするのも最高裁の自由
裁量である」
という(逃げ)。
おまけに再審(やり直し裁判)
も一切認めない。

「どうい調査をした
のか」、「どこに最高裁
の手落ちがあったのか」
「大阪の事件とどこが違
うのか」……岐阜の裁
判所は、当然最高裁裁判
官・調査官を岐阜の法廷
に呼んで証人調べをする
のが裁判というものである
のに、一切全くそいう
う調べをせずに結審した
のである。

「恐れ多くも最高裁を
裁くことはできません。
上がなされたことをみど
もが裁くのは無理です」
そういうヒラメ判決で
成(なる)。

この事件は当然、不服
控訴して再び最高裁に判
断してもらおうつもりであ
る。

(最高裁はまた、私の上告を
不受理にするであろう。それ
もよい。そういう理不尽がま
かり通っていることが天下に知れ
わたるだけでも目的の一部は達
成できる)



ある。

昨年最
高裁長官
は、新任
裁判官を
前に、「海
底にいて
上ばかり